

浄化槽市町村整備推進事業のご案内 関 役場 環境保全課 内線2503

鬼北町では河川環境の改善と快適な生活環境の実現のため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。平成29年度においては29基の浄化槽を整備しました。平成30年度においても33基の事業実施に向けて取り組む計画としています。設置検討の一助となるよう事業のご案内をします。

1. 事業内容

浄化槽の設置から管理までを町が事業主体となつて行う「町設置型」の浄化槽事業です。

2. 事業対象地区

この事業は、農業集落排水の処理区域を除く町内全域が対象となります。

3. 事業分担金

町で設置する浄化槽本体の工事費の一部として、事業分担金を申請者に負担していただきます。限度額内の工事であれば、負担金額は工事費用の1割です。限度額を超えた分については全額個人負担となります。

人槽区分	補助限度工事費	算定の方法
5人槽	837,000円	延床面積160㎡以下
7人槽	1,043,000円	延床面積160㎡以上
10人槽	1,375,000円	母屋・部屋(160㎡以下+160㎡以下)または一軒に台所および風呂が2つ以上

※算定の方法はあくまで一例です。詳しく知りたい方はお問い合わせください。

4. 浄化槽使用料

浄化槽の使用開始後は、保守点検、消毒薬品補充、汚泥引抜、清掃や法定検査など、法律で義務付けられた維持管理を町が行います。それらにかかる費用を浄化槽使用料として、次のとおり納めていただきます。

基本料金	1戸当たり	1,940円
人数割り	1人当たり	640円

例) 専用住宅で4人家族の毎月の使用料

基本料金1,940円 + (640円×4人) = 4,500円

5. 注意点

- ・ 地元で浄化槽の設置に対して制約がある場合は関係者と協議の上、許可を受けてください。
- ・ 事業対象は専用住宅、併用住宅、集会所です。
- ・ 町が行う工事は浄化槽本体のみです。それ以外の排水設備と放流管は使用者に施工していただきます。維持管理についても同様です。
- ・ 浄化槽の本体工事は町が行いますので、個人で浄化槽を設置した後の申請は受理できません。
- ・ 工事希望開始日の2カ月前には申請書を提出してください。
- ・ 平成30年度の受付期限は平成30年12月14日(金)です。また、予算の都合により早期に受付を終了させていただく場合があります。

【合併処理浄化槽とは】

・ 浄化槽

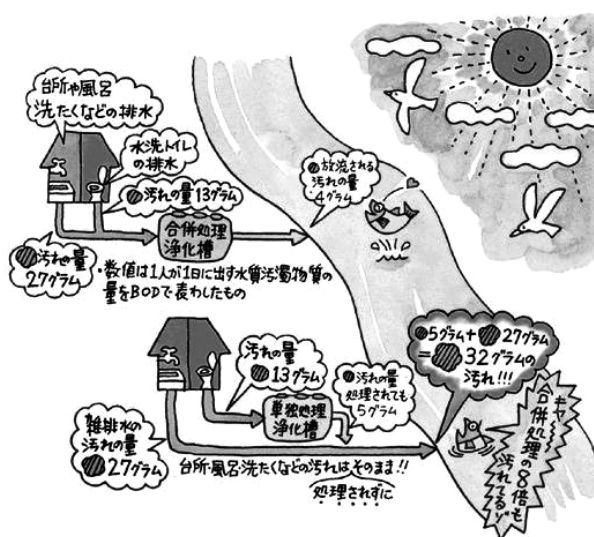
日常生活での污水やし尿を微生物の働きにより分解し、放流するための施設です。私たちは1日1人当たり約250ℓの水を使用しており、その水の多くは污水となって水路や河川へと流れていきます。水環境を守るため、污水を処理し、きれいな水を取り戻すのが浄化槽です。

・ 合併処理浄化槽

トイレ・台所・風呂・洗濯等、家庭から出る全ての生活雑排水を処理します。例えば、1人が1日で汚した水をBOD(※)で表すと、【し尿13g+生活雑排水27g=合計40g】となり、合併処理浄化槽の汚れの除去率は90%以上のため、処理後は4g以下となります。

一方で、単独処理浄化槽は65%以上の処理能力しかなく、トイレのみを処理するため、合併浄化槽の8倍も汚れていることになります。

※BOD…水の汚れ具合を表す単位で、微生物が汚れを分解するために必要な酸素量のことです。



発行：社団法人 全国浄化槽団体連合会

監修：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)浄化槽推進室

平成14年10月発行「快適な生活と美しい環境を守る合併処理浄化槽」P4

平成29年3月末現在で鬼北町污水处理人口普及率は約56.4%とまだまだ普及しているとは言えません。広見川の保全のため、町民の皆様のご協力をお願いします。